
さくら UTOPIA クラウド オンラインストレージサービス利用規約

－ 第 2.5 版 －



2022年09月01日版
株式会社さくらケーシーエス
All Rights Reserved, Copyright ©SAKURA KCS Corporation

さくら UTOPIA クラウド

オンラインストレージサービス利用規約

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社さくらケーシーエス（以下、「当社」といいます。）は、この利用規約（以下、「利用規約」といいます。）に基づき、当社がさくら UTOPIA クラウドにて提供する別紙 A 所定のオンラインストレージサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第2条 利用規約においては、次の下線の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 契約者

利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

(2) 利用契約

利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

(3) 利用契約等

利用契約及び利用規約

(4) 契約者設備

本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(5) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(6) 本サービス用設備等

本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(7) 消費税等

消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額並びにその他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

(8) ユーザID

契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(9) パスワード

ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(10) 認定利用者

当社が契約者の関連会社（契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者

(11) 契約者等

契約者及び認定利用者

(12) 初回サービス提供開始日

新規の利用契約に基づき、当社より契約者に対して本サービスの提供が開始された日

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用規約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は前項の変更を行う場合は、本サービスの一般公開用ホームページ上に表示することにより行うものとし、表示後1か月経過した時点で全ての契約者に通知したものとみなされるものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意をもって協議の上解決することとします。なお、利用契約等のいずれかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は、利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の更新申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は更新契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申込書又は更新申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) その他当社が不相当と判断したとき

(認定利用者による利用)

第10条 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

(変更通知)

- 第11条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、及び連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の1か月前までに当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより、契約者が通知の不到達又はその他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

- 第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- (1) 本サービス用の設備等の保守を緊急に行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 契約者と利用者又は第三者の間で紛争が生じた場合
 - (4) 当社に対し、第28条（自己責任の原則）第1項の請求又は訴訟がなされた場合
 - (5) 当社に対し、契約者に係るクレーム、請求等がなされ当社の業務に支障をきたすと当社が判断した場合
 - (6) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に15日前までに通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。ただし、前項第1号に該当する場合

は前項の定めに準拠するものとします。

3. 当社は、契約者が第17条（当社からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（利用期間）

第13条 本サービスの利用期間は、本サービスの初回サービス提供開始日を含む月から起算して7か月目の末日までとし、この期間を本サービスの最低利用期間とします。ただし、当社が定める方法により期間満了1か月前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用期間は期間満了日の翌日からさらに1か月自動的に延長されるものとし、以後もまた同様とします。

（最低利用期間内の解約）

第14条 契約者は、前条の最低利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第16条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

（利用契約の更新）

第15条 契約者は、本サービス内容（種類、内容、利用料金及びその他利用契約内容）の変更更新が必要な時、当社所定の書面にて申込み、当社が内容を精査し受理通知したことにより、更新できるものとします。また、更新後の利用料金の支払いに関しては、第25条に準ずるものとします。

（契約者からの利用契約の解約）

第16条 契約者は、解約希望日の1か月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1か月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より1か月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

（当社からの利用契約の解約）

第17条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) ユーザID、パスワードを不正に利用した場合
- (2) 本サービスの運用を妨害した場合
- (3) 本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行った場合
- (4) 利用申込書、更新申込書及びその他通知内容等に虚偽記入又は記入漏れがあった場合
- (5) 支払を遅延した場合又は支払を拒否した場合
- (6) 支払停止又は支払不能となった場合
- (7) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (8) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (9) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類似する破産手続開始の申立があった場合、清算に入った場合及び信用状態に重大な不安が生じた場合

-
- (10) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき、又は、転廃業しようとした場合
 - (11) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (12) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (13) 利用規約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

(本サービスの廃止等)

第18条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の12か月前までに契約者に通知した場合。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、理由の如何を問わず、第1項の通知を行うことにより本サービスの廃止等により契約者が被った損害について一切免責されるものとします。

(利用契約終了後の処理)

第19条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

(本サービスの種類と内容)

第20条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2. 当社は、本サービスの種類及びその内容を変更することがあります。このとき、契約者は、当該サービスの種類及びその内容の変更があることを了承するものとし、本サービスの種類及び内容は、変更後の内容となるものとします。
3. 当社は、前項の変更により契約者との利用契約に反映される場合は 15 日間の予告期間において、変更後の本サービスの種類及びその内容を契約者に通知するものとします。
4. 契約者は、以下の事項を含む本利用規約の内容を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第38条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は、一切その責を免れること
5. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(本サービスの提供区域)

第21条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(サポート)

第22条 当社は、別紙Aに定めるサポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

(再委託)

第23条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第39条(秘密情報の取り扱い)及び第40条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第24条 本サービスの利用料金及び算定方法等は、別紙に定めるとおりとします。

2. 前項の利用料金とは別途に契約者と当社間で金額を定める必要がある場合は、契約者と当社間にて別途必要書面を準備し、当該書面において利用料金を定めるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用料金及び算定方法等を変更することがあります。このとき、契約者は、利用料金及び算定方法の変更があることを了承するものとし、本サービスの利用料金は、当該変更後の内容となるものとします。
4. 当社は、前項の変更により契約者との利用契約に反映される場合は、15日間の予告期間において、変更後の新利用料金及び新算定方法等の内容を契約者に通知するものとします。

(利用料金の支払義務)

第25条 契約者は、本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して利用契約の終了日までの期間について、別紙に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第12条(一時的な中断及び提供停止)第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第12条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

(利用料金の支払方法)

第26条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号に記載の支払条件に基づき、当社に支払うものとします。

- (1) 初期導入料金：本サービスの提供を開始した月の翌月末までにこれにかかる消費税額とともに、請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとします。
 - (2) 月額利用料金：毎月の月額料金を翌月末までにこれにかかる消費税額とともに、請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとします。
2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐる紛争が生じた場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(支払遅延損害金)

第27条 契約者が、本サービスの利用料金及びその他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を支払遅延損害金として、本サービスの料金及びその他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第28条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(利用責任者)

第29条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条所定の利用申込書に記載して当社に通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡及び確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、当社所定の更新申込書に記載して更新申込手続きを行い、速やかに通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第30条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備を本サービスに接続するものとします。

3. 契約者設備及び前項に定める本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析及び調査等必要な行為を行うことができます。

(ユーザID及びパスワード)

第31条 契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与及び共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(禁止事項)

第32条 契約者は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとします。

(1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は

侵害するおそれのある行為

- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用する情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像及び文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含まれます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

（反社会的勢力との関係排除）

第33条 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当するものをいいます。

- (1) 暴力団及びその関係団体
 - (2) 暴力団及びその関係団体の構成員
 - (3) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに属する団体又は個人
 - (4) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人
 - (5) その他前各号所定の団体又は個人に準ずる者
2. 契約者及び当社は、次の各号に定める内容について、表明、確約します。
- (1) 自らが反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - (2) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、かつ将来にわたっても関係を有しないこと
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布・偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと
3. 契約者及び当社は、相手方が前項各号に違反し、又は前項第（1）号及び第（2）号の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方に対して何らの通知、催告も要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
4. 契約者及び当社は、前項の規定による契約解除により相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

-
5. 契約者及び当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、第3項の規定による契約解除にかかわらず、当該損害について損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

(認定利用者の遵守事項等)

第34条 第10条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は、本サービスを利用できないこと。
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第23条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、速やかに伝達するものとします。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第35条 第10条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、速やかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、契約者による是正を勧告した日又は前条第1項各号所定の条項に違反していることを確認した日から10日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者間の利用契約の全部又は当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第6章 当社の義務等

(善管注意義務)

第36条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第37条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議の上各自の行うべき対応措置を決定した上でそれを実施するものとします。

(免責)

第38条 当社は、本サービスに関して発生した契約者又は第三者のいかなる損害（逸失利益及び第三者から契約者に対して為されたクレーム並びに損害賠償請求等に基づく損害を含みます。）についても、一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、本サービスの利用に遅延又は中断（前条の中断を含みますが、これに限りません。）が生じても補償の責任を一切負わないものとし、契約者及び第三者が被った損害（逸失利益を含みます。）に関し、何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、サーバーに収録、蓄積された情報の消失又は毀損に関して何らの責任も負わないものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第39条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上、営業上及びその他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、秘密情報の提供を受けた当事者は、第23条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、秘密情報の提供を受けた当事者は、再委託先に対して、本条に基づき自己が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとします。
7. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第40条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上及びその他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。具体的には、契約者に関する情報であって、企業名、契約者氏名、従業員氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス、その他属性情報、その他利用に関する情報及びサービス利用履歴その他サービス利用に関する情報をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第2項乃至第7項の規定を準用するものとします。

第8章 その他

(損害賠償)

第41条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社は契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

(サービスレベル)

第42条 当社は、別紙A記載の「サービスレベル目標」(以下「サービスレベル目標」といいます。)の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

2. 当社は、サービスレベル目標を随時変更することがあります。なお、この場合には、サービスレベル目標の内容は、変更後の新サービスレベル目標を適用するものとします。
3. 当社は、前項の変更を行う場合は、1か月間の予告期間において、変更後の新サービスレベル目標の内容を契約者に通知するものとします。
4. サービスレベル目標に記載するサービスレベル目標値を下回った場合でも当社は、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
5. サービスレベル目標は、利用契約等で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

以上

さくら UTOPIA クラウド オンラインストレージサービス仕様書

はじめに

本サービス仕様書は当社が契約者に対して提供する、オンラインストレージサービスの仕様を定めるものです。契約者は利用サービスを選択いただき当社所定の利用申込書にて申し込みください。

なお、利用申込書への押印および申し込みをもって、本サービス利用規約に同意したものとします。

利用申込書受領後、通常約 5 営業日でサービスを開始しますが、サービス提供に必要な設定情報が不足している場合はこの限りではありません。

利用申込書に記載された利用開始希望日までにセンター担当者にて環境を準備し、「サービス開始のお知らせ」と「お客様設定情報」を契約者にメールで送付した時点でサービス開始となります。

1. 基本サービス

1. サービス概要

オンラインストレージサービスとは、当社が運用する基盤上のストレージスペースを提供するクラウドサービスです。

2. サービスメニュー仕様

(1) 申込内容に基づき、指定されたストレージスペースを割り当てて提供します。

- ① 最低契約容量: 500GB
- ② 追加容量: 500GB 単位
- ③ 最大 5,000GB (5TB) まで
- ④ アクセス方式として、CIFS または NFS を提供します。
 - CIFS (Common Internet File System)
 - ・・・Windows ファイル共有と同じようにアクセスが可能なプロトコル
 - NFS (Network File System)
 - ・・・UNIX/Linux OS に標準実装プロトコル
- ⑤ SMB は 2.0 以降の利用を推奨します。
- ⑥ 「Active Directory 連携サービス」を提供します。
- ⑦ 「Active Directory 連携サービス」は、アクセス方式が「CIFS」でのみ利用可能です。
- ⑧ 「Active Directory 連携サービス」を使用しない場合、フルコントロール権限のローカルユーザーを 1 ユーザー提供します。
ローカルユーザーのパスワード変更は当社サービス窓口へ依頼してください。

(2) 監査ログオプション

- ① CIFS 領域の利用に限り、契約単位で監査ログの取得を提供します。
- ② 監査ログのファイルサイズは、1 メガバイト～64 ギガバイトまで指定可能です。
- ③ 監査ログの保存世代数は、制限時は最大 999 世代まで、もしくは無制限を指定可能です。
- ④ 監査ログは契約ストレージ容量内に配置されます。
- ⑤ 監査ログは、ファイル経過時、もしくは日毎の自動保存になります。
- ⑥ 日毎の自動保存において、保存時刻を指定する事はできません。
- ⑦ 保存済みログに限り、Windows イベントビューアーにて参照することが可能です。

(3) 基本サービスにおける制限事項は次の通りです。

- ① 1 契約内で、CIFS と NFS を混在させることはできません。
- ② ローカルユーザーの追加はできません。
- ③ ローカルユーザーのユーザー名は当社指定の固定となります。

2.スナップショットサービス

1. サービス概要

契約単位でストレージのスナップショットを取得するサービスです。

2. サービスメニュー仕様

(1) スナップショット

- ① 最低契約容量: 100GB
- ② 追加容量: 100GB 単位
- ③ 最大 2,000GB (2TB) まで
- ④ スナップショットは、契約スナップショット容量内に配置します。
- ⑤ スナップショット取得世代数は、最大 255 世代まで指定可能です。
- ⑥ スナップショット容量が不足する場合は、契約ストレージ容量を利用します。
- ⑦ スナップショットからのリストアは、当社からマニュアルを提供のうえ契約者にて実施していただきます。

3.遠隔地スナップミラーサービス

1. サービス概要

「1. 基本サービス」で契約されたストレージに格納されたデータを遠隔地にコピーするサービスです。

2. サービスメニュー仕様

(1) 遠隔地スナップミラー

- ① スナップショットサービスのご利用が前提です。
- ② 契約容量は、契約ストレージ容量と同一容量の契約が必要です。
- ③ 当サービスに格納されたデータは、契約者から直接アクセスすることはできません。
- ④ 当サービスは 1 世代のみ取得となります。
- ⑤ 遠隔地へのデータ転送開始時間は、スナップショット取得後 2 時間目標です。

4.バックアップ for NetApp ※新規販売終了しました

1. サービス概要

契約者が設置する機器が、ネットアップ社「NetApp シリーズ」に限り契約できるバックアップサービスです。

2. サービスメニュー仕様

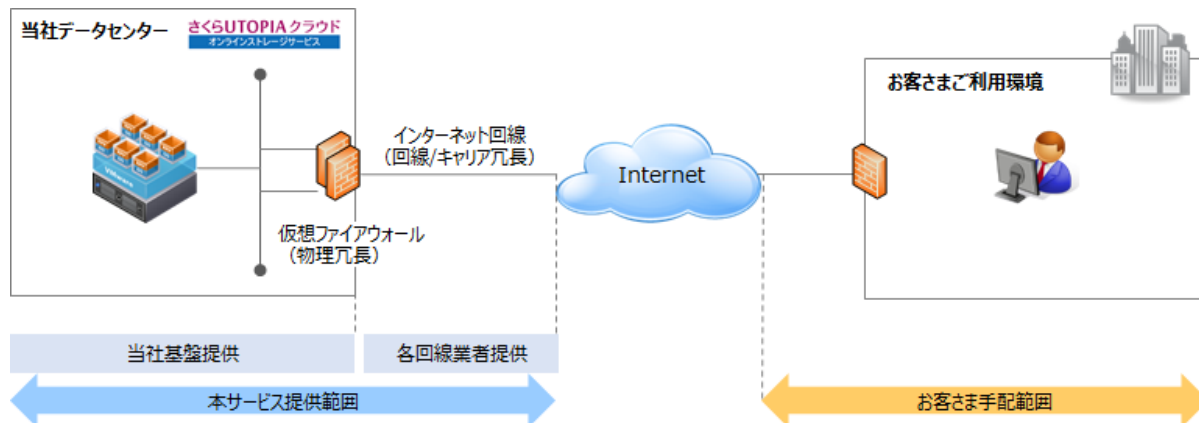
(1) 容量仕様は次の通りです。

- ① 最低契約容量: 3,000GB (3TB)
- ② 追加容量: 1,000GB (1TB) 単位
- ③ 最大 10,000GB (10TB) まで

5. ネットワークサービス

1. サービス概要

オンラインストレージサービスに接続するためのネットワーク接続サービスを提供します。



2. サービス仕様

(1) インターネット接続

冗長化構成のインターネット環境を提供します。
サービスに含まれるものは以下の通りです。

① インターネット回線帯域

100Mbps ベストエフォートと 10Mbps ベストエフォートから選択できます。

(制限事項) ネットワーク通信において通常利用を超える多量な通信発生時は、利用を制限する場合があります。

② ファイアウォール機能

ファイアウォールへ設定するポリシーは、SSL-VPN 装置との通信許可のみ許可します。

③ グローバル IP アドレス 1 アドレス

(制限事項) IP アドレスは当社から割り当ていたします。持ち込みは不可となります。

④ SSL-VPN 用アカウント 1 ID

<SSL-VPN 利用について>

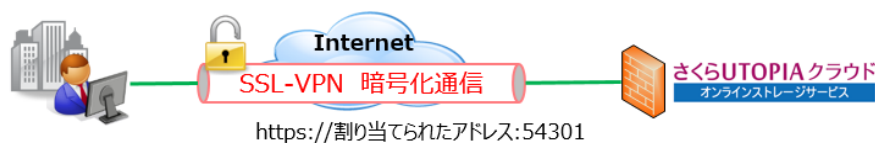
SSL-VPN 接続用アカウントを標準で 1 ID 提供します。SSL-VPN 利用者の端末から当社サービス間の通信が暗号化され、インターネットを経由した通信においても安全性を確保します。

なお、本サービスは常時接続を行うものではなく、連続接続時間は 4 時間です。利用中であっても自動で切断されますので、再度接続操作が必要となります。

なお、SSL-VPN 接続については「54301」ポートを利用しますので、利用者環境からインターネットへの通信を許可してください。

(接続先 IP アドレスおよび通信ポートについては、サービス開始時の提供資料に記載します)

また、SSL-VPN 利用マニュアルを提供します。



(2) プライベート接続

契約者が個別手配する回線を当社データセンター内で利用するため、終端装置やネットワーク機器を設置するラックを提供します。ラック内には本サービス基盤に接続するための LAN ケーブルを敷設します。

本サービスは2つのメニューから選択します。

当サービスのラック仕様を超過する場合は、当社ハウジングサービスのレンタルラックを提供します。

① 共用ラック型

お申込み単位は1回線につき1契約です。

本サービスで提供されるラックは共用となるため、契約者個別の施錠管理はできません。ラック開閉はサービス担当者にて行います。

また、本メニューのラック仕様は以下の通りです。

<ラック仕様>

(寸法)高さ 150mm、幅 439mm、奥行き 350mm の以下の機材

(電源) 各機材の 最大消費電力が 50W 以下。合計 100W 以下。(コンセント接続 4 口以内)

(挿口) コンセント接続 4 口以内

(制限事項) 拠点間接続用またはインターネット用のネットワーク機器および終端装置に限る。

(制限事項) 異なるラック間および同一ラックの異なるユニット間の LAN ケーブル敷設は不可。

(制限事項) プライベート IP アドレスは当社から割り当てます。持ち込みは原則不可。

② 専用ラック型

1/8 ラック (4 ユニット) の専用扉付きラックのご利用料が含まれます。

契約者個別の施錠管理が可能です。ラック開閉はサービス担当者にて行います。

お申込み単位は1ラックにつき1契約です。

本メニューのラック仕様は以下の通りです。

<ラック仕様>

(寸法)19 インチ汎用ラック 4U 専用ラック

(電源)すべての機器の合計が最大消費電力 100V10A (800W) 以下

(挿口)コンセント接続 7 口以内

(制限事項) 拠点間接続用またはインターネット用のネットワーク機器および終端装置に限ります。

(制限事項) 異なるラック間および同一ラックの異なるユニット間の LAN ケーブル敷設は不可。

(制限事項) プライベート IP アドレスは当社から割り当てます。持ち込みは原則不可。

(3) 仮想ネットワーク接続

本サービスのネットワーク環境に対して VLAN によるネットワーク分割や当社他サービスとの接続等を提供します。ご利用用途は以下の通りです。

① 本サービスのネットワークに対してセグメントを分割するために利用

② サービス基盤の稼働監視をするため、当社監視センターと接続するために利用

③ 当社ハウジングサービスおよび IaaS サービスと通信および接続を行うために利用

(4) ネットワークオプションサービス

① リモート接続 ID 追加

インターネット接続サービスに含まれる SSL-VPN 接続用アカウントを追加するサービスです。
当社払い出し ID のみ利用可能です。

1 契約つき最大 20ID まで追加できます。

追加によりローカルユーザー数は変更されません。

3. ネットワークサービスにおける制限事項

(1) 負荷分散

負荷分散装置によるスケールアウトには対応していません。

(2) 量的制限

① ストレージ I/O：通常利用を超える連続的な I/O 発生時は、利用を制限する場合があります。

② ネットワーク通信：通常利用を超える多量の通信発生時は、利用を制限する場合があります。

6. サービス基盤

1. 基盤構成について

- (1) 本サービスは、契約単位にストレージをソフトウェアで論理的に分離し、他のストレージへの影響を抑制します。
- (2) 契約単位に、他ストレージへの影響を抑制しますが、設定された性能を保証するものではありません。

2. 基盤運用について

- (1) サービス提供者の責任において、本サービス基盤であるハードウェア、ネットワークの監視運用をおこないません。
- (2) 監視内容は、次の通りです。
 - ・死活監視
 - ・メッセージ監視監視によって通知される内容については、契約者への提供を行いません。
- (3) 本サービス基盤に対して、パッチ適用やファームウェアバージョンアップ等を適宜行います。
- (4) 本サービス基盤に対して、構成機器のシステムログ(*a)、インターネット接続サービスで使用するファイアウォールのログを取得し、6か月間保存します。
本ログデータについては、契約者への提供を行いません。契約者からの問い合わせ対応範囲で、サービス担当者にて内容確認の上回答を行います。
- (5) 本サービスを提供する機器のリプレイスは当社にて実施します。
その場合、本サービスの停止を伴う場合があります>(*b)
サービス停止が発生する場合は、当社サービス規定のメンテナンス時間に対応します。
なお、何らかの要因により、メンテナンス時間を超過してもサービスが提供できない場合は、あらかじめ取り決めたメンテナンス時の通知方法に基づき、アナウンスします。

3. サービス基盤のセキュリティについて

- (1) 本サービスを提供する機器についてのセキュリティ対策はサービス担当者にて実施します。
- (2) 契約者が利用するネットワークについては、契約者の責任においてセキュリティ対策を行うことを必須とします。

7. その他

1. サービス利用にかかる期間について

- (1) 利用申込から利用開始までの期間
 - ① 本サービスの利用申込、利用変更、および、リソース使用量設定の変更などは、全て専用の書面に必要事項を記入して提出してください。
 - ② 当社にて書面受領後、約5営業日後に本サービスを利用開始できます。また、利用変更についても同様です。

2. サービスレベル目標について

- (1) 目標値
 - ① 稼働時間（稼働率）及び復旧時間（RTO）は、非公開です。

-
- ②復旧ポイント（RPO）については、スナップショットサービスを契約している場合に限り、指定された取得時間および世代によります。
- (2) 対象範囲について
- ① 当社インターネット環境からサービス基盤までの通信接続を対象範囲とします。
 - ② 契約者が使用されるインターネット環境は範囲外とします。
 - ③ 稼働時間は、当社のシステム監視ツールで稼働確認を行います。
 - ④ 事前に通知された計画メンテナンスは停止時間を含めません。
3. 本サービス利用における契約者側ソフトウェアの導入について
- (1) 本サービスで提供するストレージスペースへのデータ格納のためのソフトウェアは、契約者の責任において導入してください。
 - (2) 契約者において準備されたソフトウェアによる不具合について、当社は一切保証いたしません。
4. 定期メンテナンスについて
- (1) サービス停止を伴うメンテナンスは、毎月第三木曜日 AM3 時～5 時に実施します。
 - (2) 当社が定期メンテナンスの必要性を判断し、不要と判断した月には実施しません。
(サービスの停止は行いません)
 - (3) 定期メンテナンスを実施する場合は、事前（原則 15 日前まで）に当社から通知します。
ただし、緊急を要する場合、または大規模なメンテナンスが必要な場合においては、この限りではありません。
 - (4) メンテナンスの通知は下記いずれかの方法で行います。
 - ① さくら UTOPIA クラウド サービスサイトへの掲載
URL はご契約時に送付する案内資料にてお知らせします。
 - ② サービス申込書に記載されたご担当者に対して電子メールにて通知
 - ③ 当社営業担当者からの連絡
5. 制限事項について
- (1) システム導入やデータ移行における媒体の取扱いについて
外部媒体の取扱いには対応していません。本サービスへのデータ移行については、ネットワーク経由のみとなります。
 - (2) データ保障について
本サービスの構成環境を超える外部へのバックアップデータの保管は行いません。
ただし、スナップショットサービスの遠隔地スナップミラーを利用する場合、他データセンター内に配置したストレージに保管します。
 - (3) データ暗号化について
ハードウェアレベルでの暗号化は提供しません。
 - (4) 利用目的について
本サービス上に以下の目的とした使用はできません。
 - ・ データベースファイルの配置
 - ・ リアルタイムに書き込み要求があるログの配置
 - ・ その他、法令、慣例、業界基準に照らし合わせて、当社が適当でないと判断したサービス
 - (5) 契約者監査対応について
本サービスの提供範囲において、立入監査には対応できません。立入監査を除くその他の監査については、個別に相談に応じます。

(6) 預かり資産の取扱いについて

プライベートネットワーク接続に関連する契約者が設置する機器、および、専用引込回線については、当社ハウジングサービスと同等の管理となります。(*c)

(7) 脆弱性診断について

本サービスは、ハードウェアを共有するサービスであるため、契約者によるツール等を用いた脆弱性診断を禁止事項とします。

(8) 本サービス利用終了時のデータの取り扱いについて

本サービスの利用を終了する場合、当社の利用終了手続きが完了次第、本サービス上に格納されたデータは速やかに削除します。

ただし、ストレージの物理的消去には対応できません。

6. サポートサービス

当社が提供するサポートサービスの内容は以下の通りとします。

(1) 内容と種類：本サービスに関する質問への回答および助言

(2) 当社サービス窓口

電話 0120-391-374

メールアドレス iaas-sup@kcs.co.jp

(3) サービス時間

受付：24 時間 365 日（電話または電子メール）

対応：平日営業時間内

当社営業時間は以下の通りです。

月～金 9:00～17:30

（年末年始および祝日を除く）

※Active Directory は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
※記載されている製品名、会社名等は、各社の商標又は登録商標です。
※記載されているシステム名、製品名などには、必ずしも商標表示（TM、R）を付記していません。
※記載されているサービス仕様は予告なく変更することがあります。

- a 契約者の利用に関するログではありません。
- b 本サービスの停止時間を最低限になるように対応を行いますが、作業内容により本サービスの停止時間は異なります。
- c ハウジングサービスにおける預かり資産の取扱については、当社営業担当者に確認してください。

以上